



住民票の様式が変わります！

「住所履歴」が必要な方のための申請ガイド

令和7年（2025年）10月14日から、国のシステム標準化により
住民票の様式が全国で新しくなります。
標準様式では住所などの変更履歴が原則記載されないため、
履歴が必要な場合は申請方法に注意が必要です。

何が変わるの？ 新しい住民票のポイント

住民票は「世帯連記式」と
「個人票」の2種類に



世帯連記式
(最大4名)



個人票

世帯全員か個人かを選んで
発行できます。

注意！
原則、最新の情報のみ
記載されます



住所の変更履歴などは、
標準の様式では記載されません。

「住所履歴」が必要な 場合の申請方法

申請時に「履歴が必要」と
必ず申し出る



窓口で申請書を提出する際に、
必要な履歴を明確に伝えましょう。

どんな履歴が必要か
具体的に伝えましょう



必要な項目をはっきりと指定します。

履歴が必要となる手続きの例



自動車の
登録・廃車



不動産登記



相続手続き
など

※市役所等の担当課で住所異動の分
かる住民票が欲しい旨を伝えてこの
パンフレットを提示してください。

※「登記手続きに
使うため、住所の
異動の順番がすべ
て分かる住民票
(個人票)をお願
いします。

世帯全員分では
なく、**本人分の
住民票の写し (個
人票) **で、

○○市 (○○
町) の中での転居
も含めて、過去の
住所から現在の住
所までの履歴が全
部載っている形
式で発行してく
ださい。

※コンビニ交付の
住民票は転居の履
歴が掲載されない
ため使用不可で
す。